

第 5968 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 6月 1日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 農業経営収入保険

**Q**：農業経営収入保険制度が、平成31年から始まるそうですが、税務上の取扱いはどのようなになりますか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

農業経営収入保険とは、農業をされている者の経営努力では避けられない、自然災害や農作物の価格の低下などで、売上が減少した場合にその減少分の一部を補償する保険です。

税務上の取扱いは、次のようになります。

#### ①収入保険の保険料及び事務費

収入保険の保険料及び事務費は、保険期間の必要経費又は損金の額に算入する。

#### ②収入保険の積立金

収入保険の積立金は、預け金として取り扱われ、課税関係は生じない。

#### ③収入保険の保険金等

収入保険の保険金及び特約補填金のうち国庫補助相当分（保険金等）は、保険期間の年又は事業年度分ば総収入金額又は益金の額に算入する。

なお、農業者が計算する保険金等の見積額により確定申告がなされ、その見積額と実際に支払われた保険金等の額との間に差額が生じた場合、その差額が少額であるときは、保険期間の年又は事業年度分の所得の金額を是正することに代えて、保険期間の翌年又は事業年度分の所得の金額の計算上、その差額を減算又は加算して調整することができる。

